

子 第 600 号  
令和 3 年 9 月 7 日

市内保育施設 施設長 様

浜田市長 久保田 章 市  
(子育て支援課)

### 保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

平素より、本市の福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市内において新型コロナウイルス感染者が相次いで確認されていることを受け、下記のとおり対応方針を改訂しましたので、お知らせします。

また、新型コロナウイルスに感染している可能性がある方へは保健所が直接調査を行いますので、新型コロナウイルス感染症患者の個人を特定する行為や、事実に基づかない誹謗中傷などが拡がることのないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 市内保育施設の対応方針について

##### (1) 基本的な対応方針

- ① 登園自粛要請、登園禁止、施設閉鎖の期間については、一律に線引きするのではなく、個々の状況に応じた保健所の判断に基づいて決定することとする。
- ② 園児（又は職員）の登園を禁止するのは、園児（又は職員）自身が保健所から自宅待機を指示された場合とする。
- ③ 園児（又は職員）の同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、検査結果が判明するまでの間、家庭での保育をお願いする（職員は自宅待機）。

##### (2) 対応方針詳細

裏面の表をご確認ください。

【市内保育施設の対応方針について】

区分		対応方針
1	利用児童（職員）が保健所から自宅待機を指示された場合	保健所が利用児童（職員）に対して自宅待機を指示する期間、登園（勤務）を禁止する。
2	利用児童（職員）の感染が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所との協議により、必要があれば当該施設を一時閉鎖する。</li> <li>・保健所等が登園を許可するまでの期間、該当児童（職員）の登園（勤務）を禁止する。</li> </ul>
3	<u>利用児童（職員）の同居の家族が濃厚接触者に特定された場合</u>	<u>濃厚接触者に特定された同居の家族の検査結果が判明するまでの間、家庭での保育をお願いする（職員は自宅待機）。検査の結果、陰性が確認されれば、登園を可とする。</u>

※1 上記の区分1、2については、保育料を日割り計算とします。ただし、日割り対象とするのは、保護者からの申出により、園を通じて子育て支援課に報告があった場合のみとします。

保育料はこれまでどおり一旦全額納付していただいた後、お返しする処理を行います（時期未定）。後日、児童の出席簿等を提出していただく予定ですので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※2 登園しない日の給食費については、現時点で補助の予定はありません。

<問い合わせ先> 浜田市子育て支援課 保育所幼稚園係 電話 0855-25-9330